

白山市住宅・建築物耐震改修工事費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、白山市耐震改修促進計画に基づき、地震による建築物の倒壊等の災害を未然に防止するため、住宅の耐震改修工事に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、白山市補助金交付規則（平成17年白山市規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項の確認を受けて着工し、又は法の施行の日の前日以前に着工した在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁構法による木造の住宅（長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿を含む。）をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。
- (2) 耐震設計 耐震診断（一般財団法人日本建築防災協会が発刊した「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する「精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）」により、建築物の地震に対する安全性を評価する方法をいう。以下同じ。）の結果に基づく住宅の耐震改修工事（補強計画及び補強設計を含む全体耐震改修工事又は段階的耐震改修工事をいう。以下同じ。）を行うための設計をいう。
- (3) 全体耐震改修工事 耐震診断の結果、住宅全体の上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とする改修工事をいう。
- (4) 段階的耐震改修工事 次に掲げる工事を段階的に行うものをいう。
 - ア 第1段階耐震改修工事（耐震設計に基づき行う工事であって、次のいずれかに適合するもの）
 - (イ) 2階建て住宅の1階部分の上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とする工事
 - (ロ) 住宅全体の上部構造評点が0.7未満のものを0.7以上とする工事

イ 第2段階耐震改修工事（耐震設計に基づき行う工事であって、住宅全体の上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とするもの）

- (5) 耐震診断士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する1級建築士、2級建築士又は木造建築士で一般財団法人日本建築防災協会が主催し、又は共催する講習会を修了した者をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、耐震診断士が行った耐震設計に基づく耐震改修工事とする。

（補助金の交付対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、本市に存する住宅に係る補助対象事業を行う者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該住宅の所有者（所有する予定である者及び所有者の配偶者、親、子その他市長が特に認める者を含む。）又は居住者（居住する予定である者を含む。）であること。
- (2) 当該住宅が現に居住の用に供されている住宅又は第7条に規定する補助事業後に速やかに居住の用に供される予定の住宅であること。

- (3) 市税を完納している者。

（補助対象経費及び補助金額）

第5条 補助金の額は、第3条の事業の実施に要する費用の額（1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、150万円を限度とする。ただし、段階的耐震改修工事の第1段階耐震改修工事を終えた後に実施する第2段階耐震改修工事に要する費用に係る補助金の額は、150万円から当該工事について既に交付を受けた補助金の額を控除した額とする。

（事業認定等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の着手前に、当該補助対象事業について事業の認定を受けるものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

- 2 前項の認定を受けようとする者は、耐震改修事業認定申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請するものとする。

3 市長は、前項の規定による認定の申請があったときは、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、耐震改修事業認定通知書（様式第2号）又は耐震改修事業認定申請却下通知書（様式第3号）により当該認定の申請をした者に通知するものとする。

4 市長は、第1項本文の認定に当たり、必要な条件を付することができる。
（事業認定の変更等）

第7条 前条第1項本文の認定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該認定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ耐震改修事業変更等承認申請書（様式第4号）により市長に申請し、その承認を得なければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

(1) 耐震改修工事の施行箇所又は施工方法の変更であって、耐震改修後の上部構造評点の最小の値が下がることがないもの。

(2) 耐震改修工事に要する費用の増減額が30パーセント以内の変更（補助金の額の増額を伴うものを除く。）

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、変更又は廃止の可否を決定し、耐震改修事業変更等承認通知書（様式第5号）又は耐震改修事業変更等承認申請却下通知書（様式第6号）により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（事業認定の取消し）

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助事業の認定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により事業の認定を受けたとき。

(2) 規則第8条第2項のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業の内容又はこれに付した条件その他この告示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助事業の認定の取り消しをしたときは、耐震改修事業認定取消通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(委任)

第9条 補助事業者は、規則第15条の規定による補助金の交付の請求及び当該請求に係る補助金の受領を、耐震改修工事の施工者（次項において「耐震改修工事業者」という。）に委任することができる。

2 補助事業者の委任を受けた耐震改修工事業者が補助金を受領したときは、当該補助事業者に対し補助金が交付されたものとみなす。

(適用除外)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する住宅の耐震改修工事については、当該補助事業に係る補助金を交付しない。

(1) 国、地方公共団体その他の公共団体が所有している住宅の耐震改修工事

(2) 他の補助制度による補助金その他これらに準ずるものの交付の対象となる住宅の耐震改修工事（他の補助制度の補助等の対象となる箇所が明確に区分できるものを除く。）

(3) 過去にこの告示により、補助金の交付を受けた住宅の耐震改修工事（段階的耐震改修工事の第1段階耐震改修工事を終えた後に実施する第2段階耐震改修工事を除く。）

(申請書等)

第11条 この告示の実施に必要な申請書等は、次のとおりとする。

(1) 規則第3条に規定する補助金交付申請書(規則様式第1号)

(2) 規則第5条に規定する補助事業変更等承認申請書(規則様式第2号)

(3) 規則第6条に規定する補助金交付決定通知書(規則様式第3号)

(4) 規則第12条に規定する補助事業実績報告書(規則様式第5号)

(5) 規則第13条に規定する補助金交付確定通知書(規則様式第6号)

(6) 規則第13条に規定する補助金交付決定及び額の確定通知書(規則様式第6号の2)

(7) 規則第15条に規定する補助金請求書(規則様式第7号)又は補助金概算払(前払金)請求書(規則様式第8号)

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成19年4月26日告示第117号）

この告示は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成19年11月28日告示第233号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成20年7月1日告示第151号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成22年12月9日告示第223号の2）

この告示は、平成22年12月10日から施行する。

附 則（平成23年3月30日告示第63号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日告示第189号の2）

この告示は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日告示第30号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月21日告示第229号）

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和3年6月18日告示第212号）

この告示は、令和3年7月1日から施行する。